

スポーツ科学拠点施設（上尾運動公園の国道 17 号線以東の敷地を含む）
の整備に関する サウンディング調査 概要（案）

埼玉県県民生活部スポーツ振興課

I 総則

1 事業の目的

本事業は、スポーツ科学の知見を活かした県内アスリートの競技力向上を支援する拠点としての役割を担うと同時に、県内のスポーツ実践者の競技力向上支援やスポーツを通じた県民健康増進を目的とする「スポーツ科学拠点施設（上尾運動公園の国道17号線以東の敷地（以下、「東エリア」という。）を含む）」の整備・運営を県が行う事業である。

また、県がスポーツ科学拠点施設を整備することにより、“誰もがスポーツを楽しめる機会の提供”に資すると共に、上尾運動公園（東エリア）の再整備で目指している、“様々な世代が、緑豊かな風景の中で集い・交流し、健康をはぐくむ公園”と一体的に整備・運営し、効率的な運営と県民サービスの向上を図るものである。

なお、事業を進めるに当たっては、民間事業者の創意工夫を活かした提案を求めていくものとし、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、PFI法という。）」や「都市公園法」等に基づいて実施することを想定している。

2 事業範囲

本事業の実施予定地は、上尾運動公園の敷地面積 371,029 m²のうち、東エリアの面積 240,002 m²とする。あわせて、隣接する埼玉県スポーツ総合センター（都市公園区域外）の敷地面積 14,787.72 m²、施設延床面積 9,003.90 m²の利活用を含めた提案も可能とする。

3 事業方式

原則として民間事業者による独立採算型とする。ただし、アスリートの競技力向上のために必要な最低限の測定機器を設置するスペースについては、県が事業者に対して賃料を支払う。また、県の事業で体育館やトレーニング室等を使用する場合は、その時間に応じた施設使用料も支払う。

整備に関する具体的な手法は、以下の2つの方式（複数の方式の併用も含む）等を活用して東エリア全体を一体的に管理することを想定している。（ただし、他の方式の提案を否定するものではない。）また、施設設置に必要な敷地については使用料の徴収を想定している（使用料：935円/m²・月）が、スポーツ科学拠点の機能を有した施設については事業方式により使用料が減免又は免除となる場合もある。

(1) P F I方式（BOT、BTO、BOOなど）

本事業は、P F I法の規定に基づき、選定された民間事業者又は選定された民間事業者が設立するS P C（特別目的会社）（以下、「P F I事業者」という。）が、県が設定する上尾運動公園の敷地内に施設を整備し、事業期間中、本施設を所有して維持管理及び運営を行い、事業終了後に本公園の管理者である県に所有権を移転するBOT（Build-Operate-Transfer）方式や、P F I事業者が公共施設等を設計・建設した後、施設の所有権を速やかに公共施設等の管理者（公共）に移転するBTO（Build-Transfer-Operate）、事業終了時に整備した施設を撤去するBOO（Build-Own-Operate）方式などにより実施することを想定している。

(2) P a r k－P F I方式（公募設置管理制度）

本事業は、都市公園法の規定に基づき、P F I事業者が、県が設定する上尾運動公園の敷地内に、本公園を整備（施設の設計・建設）し、民間収益施設（以下、「公募対象公園施設」という。）及び利便増進施設としてP F I事業者が提案する施設と、両施設から生じる収益を活用して公募対象公園施設と一体的に整備する公園施設（以下、「特定公園施設」という。）を整備し、事業期間中、公募対象公園施設、利便増進施設及び特定公園施設の維持管理及び運営を行い、事業終了後に本公園の管理者である県に所有権を移転及び整備した施設を撤去するP a r k－P F I方式により実施することを想定している。

4 P F I事業者の収入

P F I事業者が本事業を実施することにより得られる収入は次のとおり。

(1) P F I方式（BOT、BTO、BOO）

- ① P F I事業者の提案により整備する公園施設（任意施設）を運営することにより得られる収入
- ② 県が設置することを要求する公園施設（必須施設）に利用料金を設定し、公園利用者が独占して利用する場合に徴収する利用料金
- ③ ネーミングライツを再付与した第三者から得られる対価

(2) P a r k－P F I方式

- ① 公募対象公園施設及び利便増進施設を運営することにより得られる収入

- ② 特定公園施設を整備する場合の県からの補助
- ③ ネーミングライツを再付与した第三者から得られる対価

(3) その他

- ① スポーツ科学拠点施設において、アスリートの競技力向上のために必要な最低限の測定機器を設置するスペースについて県から得られる賃料
- ② 県の事業で体育館やトレーニング室等を使用する場合に、その時間に応じて県から得られる施設使用料

5 事業期間

本事業の事業期間は、事業手法に応じて以下のとおり想定している。(複数の方式の併用、他の方式の提案も可能)

- (1) P F I方式 10～30年程度
- (2) P a r k - P F I方式 20年

6 事業予定地の概要

(1) 事業予定地の都市計画

① 上尾運動公園

- ア 区域区分 市街化区域及び市街化調整区域
- イ 用途地域 無指定
- ウ 容積率 100%
- エ 建蔽率 50%

※ 都市計画に定める都市計画施設(都市計画公園)。

※ 埼玉県都市公園条例により公園施設として設けることができる建築物の建築面積等の制限あり(下記(2)(3)を参照)。

② スポーツ総合センター

ア 区域区分 市街化調整区域

イ 用途地域 無指定

ウ 容積率 100%

エ 建蔽率 50%

※ 参考：スポーツ総合センターの資産価値等

土地や建物を売却するとした場合の現時点での参考価格は下記のとおり。ただし、実際に売却する場合には不動産鑑定士による鑑定を行う。建物を除却する場合の費用は県が負担。

土地：公有財産台帳価額 約2億3,600万円

建物：公有財産台帳価額 約3億9,200万円

※ 土地・建物を貸し付ける場合の貸付料：年額4,700万円

(2) 公園施設として設けることができる建築物の建築面積の制限

本事業で整備する施設の許容建築面積の算定にあたっては、東エリアの敷地面積をもとに算定する。

施設種別	許容建築面積の 基準上限	既存施設の 建築面積	既存施設	本事業での 許容建築面積
休養施設 運動施設 教養施設	10%※	14,360 m ²	武道館 アイスアリーナ	9,642 m ²
便益施設	2%	523 m ²	便所など	4,277 m ²

※ 埼玉県都市公園条例第1条の4の規定による特例

(3) 公園施設として設けることができる運動施設の敷地面積の制限

施設種別	敷地面積の上限	既存の運動施設の敷地面積	既存施設	本事業での許容敷地面積
運動施設	50%	78,076 m ²	【東エリア】 武道館、アイスアリーナ 【西エリア】 陸上競技場、補助陸上競技場、体育館、テニスコート、ジョギングコース、走り幅跳びコース、運動倉庫	107,424 m ²

(4) 施設の高さ制限
制限なし

(5) インフラ施設の整備状況

東エリア及び周辺のインフラ施設の整備状況については下表のとおり。

インフラ施設	内容
ガス	なし（プール使用時はプロパンガスを利用）
上水道	公園周辺に配水管が埋設されている。（DIPφ100～150） 現況・詳細等については、下記の担当部署に確認すること。 ※上尾市上下水道部業務課

下水道	公園周辺に下水管が埋設されている。(HPφ250～400) 現況・詳細等については、下記の担当部署に確認すること。 ※上尾市上下水道部業務課
井戸	公園内にプールで使用していた井戸がある。 現況・詳細等については、下記の担当部署に確認すること。 ※埼玉県都市整備部公園スタジアム課

(6) 防災公園

上尾運動公園は、次の指定を受けていることから、防災施設機能として東エリアに既設の「耐震性貯水槽」「井戸」「マンホールトイレ」「かまどベンチ」を維持する必要がある。

- ・ 市町村地域防災計画での避難地等の指定
- ・ 県地域防災計画での防災活動拠点の指定
- ・ 国民保護法に規定する非難施設の指定
- ・ 内閣府が定める災害応急対策活動拠点の指定

(7) 樹林地の保全

上尾市の「緑の基本計画」において上尾運動公園は緑の拠点として位置づけられている。

樹林地を活用した事業の提案（たとえばコテージ等の宿泊施設や、樹林地を活用したフィールドアスレチックやプレイパーク、キャンプ場など）も可能だが、極力多くの緑を残すようにし、木を伐採する場合は景観に配慮の上、必要最小限度とする。

(8) 関係法令の遵守

P F I 事業者は、本事業を実施するに当たり、関連する各種法令（施行令及び施行規則等を含む）及び条例等を遵守して適切に業務を行う。また、本事業に関連する各種基準及び指針等についても、本事業の要求水準に照らし合わせて、適用又は準用することを想定している。

- ・ 都市公園法

- ・ 埼玉県都市公園条例 ほか

(9) 上尾市開発許可等スケジュール（目安）

施設を建設する場合に必要な開発許可等のスケジュールの目安は、以下のとおり。ただし、詳細については上尾市都市整備部開発指導課に確認が必要。

- ① 水上公園跡地に都市公園法第2条第2項に規定する公園施設（園路、広場、休憩所、野球場、水泳プール、店舗、宿泊施設、飲食店、売店、駐車場など）を建築する場合
 - ・ 都市計画法施行規則第60条の適合証明の取得が必要
 - ・ 処理期間は相談から概ね80日程度（高さ10mを超える場合は70日以内を加算）
- ② ①の事業実施に伴う店舗・宿泊施設などの便益施設以外を建築する場合
 - ・ 市（開発区域面積による）又は県（用途による）が行う開発行為に関する審査委員会に諮る
 - ・ 処理期間は相談から概ね140日（開発区域面積6,000㎡未満は90日）から260日程度
- ③ スポーツ総合センターを当該地で建て替える場合
 - ・ 都市計画公園の外側にあり市街化調整区域であるため、都市計画法第43条第1項の許可の取得が必要
 - ・ 用途は、現に存する建築物と同一の用途（建築計画概要書では「体育館」）又は建築基準法別表第2（ろ）項に掲げる建築物
 - ・ 処理期間は相談から概ね80日程度（高さ10mを超える場合は70日以内を加算）

(10) 駐車場（無料）

- ① 上尾運動公園
 - ・ 東エリア 946台（普通車911台、障害者用15台、大型車20台）
 - ・ 西エリア 346台（普通車337台、障害者用9台）
- ② スポーツ総合センター 100台（普通車97台、障害者用3台）
- ③ 武道館 37台（施設利用者専用）
- ④ 埼玉アイスアリーナ 90台（施設利用者専用）

II 公園整備計画に関する要求水準

1 要求水準

(1) スポーツ科学拠点施設に関すること

① 基本事項

- ・ スポーツ科学拠点施設は、スポーツ科学の知見を活かした県内アスリートの競技力向上を支援する拠点としての役割を担うと同時に、単なるトレーニング施設だけではなく、県内の各種競技団体等と連携し、この施設に集積・分析したデータ等をもって、県内のスポーツ実践者の競技力向上支援やスポーツを通じた県民健康増進を目的とする施設である。
- ・ 特に、「スポーツ科学活用の基盤となる知見・人材の蓄積、活用の推進」「ニーズに応えられる設備・施設の整備、県域をカバーする仕組みづくり」「アスリート、指導者、競技団体等あらゆるレベル・世代のスポーツにおけるスポーツ科学の知見の活用の推進」の観点から、国のハイパフォーマンス スポーツ センター（HPSC）と連携したスポーツ科学拠点施設の整備を目指す。

② 目的

- ・ パラを含む多様な競技の競技力向上
- ・ 人材育成
- ・ 県民のスポーツ実施率の向上、健康づくり

③ 機能

I. 効率的・効果的なアスリートの支援

- i アスリートの運動能力をデータ等で可視化し、競技ごとの特性、選手の個別性に対応して、多様な視点（トレーニング、食事、メンタルケア等）から目標達成のための方法を提供する。
- ii 測定データを活用しアスリートの発掘・育成を行い、HPSCへつなげる。
- iii 競技継続、競技転向、ドーピング対策などの相談に応じる。

II. 多様な競技のアスリートが集い高め合う拠点

- i 競技団体等がデータを基に実践的なトレーニングや試合・合宿を行う場を提供する。

- ii 異なる競技間でのトレーニング方法の共有や交流などの機会を提供する。また、競技団体間の連携を促進する。
 - iii 競技スポーツ、地域スポーツ、部活動等の指導者の研修や、競技別、年代別トレーニングプログラムの開発を行う。
- Ⅲ. 県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能
- i 各施設等と測定データやスポーツ科学による効果的なトレーニング手法などを共有するため連携する。
 - ii 測定、データ分析、トレーニング指導等を行う人材を育成する。
 - iii スポーツ科学の普及、イベント開催等を連携して実施する。
- Ⅳ. スポーツ科学の知見の普及
- i 国のHPSCとの連携が可能な情報管理体制を構築し、蓄積したデータをスポーツ科学の知見の普及に活用する。
 - ii オンラインによる運動メニューの発信・イベントの開催など、県民誰もが参加しやすい機会を提供する。
 - iii スポーツ科学データベース、スポーツに関する展示を行う。
- Ⅴ. 誰もがスポーツを楽しめる機会の提供
- i 誰もがスポーツを楽しめ、健康づくりに資する機会等を提供する。
 - ii トップアスリート、プロチーム等を身近に感じる機会等を提供する。
 - iii スポーツ関連の産業活性化を図る。

④ 整備必須施設・任意施設

機能	区分	施設	規模 ※1
Ⅰ. 効率的・効果的なアスリートの支援	スポーツ科学拠点施設としての必須施設	体力・形態測定室	190 m ²
		データ分析室	50 m ²
		相談室	20 m ²
Ⅱ. 多様な競技のアスリートが集い高め合う拠点		多目的トレーニング室	300 m ²
ウエイトトレーニング室		150 m ²	
体育館 ※2		1,800 m ²	
宿泊施設・レストラン		宿泊施設収容人数 100 人～	

Ⅲ. 県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能		研修室・会議室	400 m ²
		スポーツ科学展示室	170 m ²
		施設管理上最低限必要な基本的施設(更衣室、トイレ、事務室等)	適切な規模
Ⅳ. スポーツ科学の知見の普及			
Ⅴ. 誰もがスポーツを楽しめる機会の提供	その他の必須施設	観客席(3,000席以上)付き体育館(アリーナ)	屋内スポーツの公式戦を開催できる規模
		サブアリーナ ※3	任意
		ランニングコース、ランニングステーション	任意
	任意施設	その他収益施設(プール、グランピング、スケートボードパーク、ボルダリング、キャンプ場、BBQ、アスレチック、森林アドベンチャー、屋外ヨガ、アウトドアフィットネス、立体駐車場等)	任意

※1 施設規模は必要最小限のサイズを示しており、これを上回る規模の提案も可とする。

※2・3 体育館(※2)については、県の事業で使用する時間以外は、事業者の自主事業で使用することも可とする。また、体育館(※2)とサブアリーナ(※3)を同一のものとして整備することも可とする。

(2) 公園整備に関すること

① 考え方

- 上尾運動公園の再整備に当たっては、有識者からなるさいたま水上公園(東エリア)のあり方検討委員会において新たな公園の方向性を定め、求められる核となる4つの機能を「健康づくり」、「軽スポーツ・レクリエーション」、「リラクゼーション・癒し」、「子育て支援」としている。

この主要機能の展開のイメージとして以下の4つを掲げている。

『健康プログラム活動やくつろぎのイメージ』－毎日がウェルネス－

～健康をテーマとした「食」や様々な「運動プログラム」による特色のあるサービスを展開～

『時を忘れ家族・友人と楽しむにぎわいのイメージ』－水が織り成すエンターテインメント－

～夏場のにぎわいを演出、イベント時には噴水の水の動き・光・音を合わせた優美さ等を四季に合わせ展開～

『季節の移ろいを五感で感じる癒しのイメージ』－全ての人を楽しみ、参加する－

～木漏れ日の「ヨガ教室」と「ノルディックウォーキング」、公園の四季を彩る「ガーデニング活動」や写真撮影など、利用者が思い思いの交流を展開～

『偉大な大樹とのふれあい、たおやかな木々に包まれたやすらぎのイメージ』－緑の継承と活用－

～大樹の回廊でゆったりとした時間を過ごす森林浴や、自然の偉大さ、一体感を感じるアクティビティー、市街の森の中で人と自然の共生を展開～

② 想定する施設例

スポーツ科学拠点施設に導入する施設と併せて公園内に導入する機能に応じた施設を以下のように想定している。

- ・ 心と体の健康を育む多様なプログラムの展開：心と体の健康をはぐくむ施設と誰もが参加できる多様なプログラム
- ・ 水上公園の記憶を留め、四季を通じて楽しめる親水機能の導入：多機能型の親水施設
- ・ 親子で安心して、のびのびと遊べる子育て環境の導入：自由に遊べる空間と施設、樹林地を活用した遊び場
- ・ 心を癒し、都市を彩る感性の高い景観の創出と活用：緩やかに起伏した芝地、景観を生かした休憩施設や飲食施設
- ・ 県民が一度は訪れてみたいと思う魅力の導入：魅力的な大型遊具や親水空間、健康づくり・スポーツ拠点機能を強化する施設
- ・ 野外活動・遊び場等として樹林地の活用：ファミリーで楽しめるアクティビティー、野外活動や森を生かした遊び場等
- ・ 時代の要請に配慮した公園計画に対応：インクルーシブな施設設計、防災機能、省エネルギーや新エネルギーの導入

③ 想定する役割分担

- ・ 県が事前に整備する施設

主要園路、主要園路内の上下水道・園路灯・電力施設、樹林地の一部整形・間伐

- ・ 事業者からの提案を求める施設例

休憩施設、飲食施設、運動施設（クライミングやスケートボードなど新たな競技施設）、親水施設（じゃぶじゃぶ池）、トイレ、管理事務所など

(3) 設計・建設・維持管理に関すること

- ・ 基本設計、実施設計
- ・ 建設工事等
- ・ 工事監理
- ・ 維持管理（施設保守管理、設備保守管理、清掃、樹木・植栽維持管理、警備、修繕等）

(4) 運営に関すること

① スポーツ科学拠点施設運営業務

施設の目的のうち、「パラを含む多様な競技の競技力向上」「人材育成」については原則県（埼玉県スポーツ協会に委託することを想定）が、「県民のスポーツ実施率の向上、健康づくり」については事業者が実施する（いずれについても必要に応じて相互協力）。

【県と事業者の役割分担（例）】

県	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ アスリートのメディカルチェック ・ アスリートの身体能力の測定 ・ アスリートの動作分析 ・ アスリートの競技力向上のためのトレーニング指導やリハビリ後の競技復帰支援の実施 ・ スポーツ傷害等からの回復のためのリハビリ指導 ・ スポーツ心理学等を活用したメンタルトレーニング、カウンセリング等 ・ アスリートの食生活管理支援等、栄養指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設・レストランの運営 ・ その他、民間提案による自主事業（施設を活用した各種提案プログラム（健康増進、体力向上など）や、飲食・物販等事業の実施）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内競技団体指導者や体育教員等を対象とした、指導者育成支援の実施（指導者派遣、講習会の実施等）。 ・ 県内大学や県内企業等と連携したスポーツ産業振興事業の実施（共同研究、商品開発等の支援） ・ ハイパフォーマンススポーツセンター・県内競技団体・県内大学等と連携した取組の実施 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設で得られたデータや各種スポーツ科学に関する情報等を踏まえた研究・県民向け情報発信の実施 	

② 全体マネジメント業務

上尾市との情報交換や、構成企業及び協力企業等との調整等、「設計業務」、「建設業務」、「工事監理業務」、「維持管理業務」、「運営業務」を円滑に進める「統括業務」、事業者の財政状況を市に報告するために必要な資料の作成等を行う「財務業務」、関係団体との調整を行う「調整業務」など。

③ 開業準備業務

円滑に業務が開始できるよう、開業までに必要な準備期間を確保して行う準備業務。

④ 公園利用者管理業務

公園の利用状況を適切に管理するために必要な、施設利用の予約受付、利用受付、利用料金の徴収及び利用状況の分析等の業務。

⑤ 案内業務

公園の利用者に対して行う、公園施設の利用に関する各種案内業務。県内のスポーツ施設の情報や周辺の観光情報などを紹介し、埼玉県・上尾市の魅力も案内。

⑥ 広報業務

公園の集客や周知を図るための、チラシやポスター等の作成・配布業務。インターネットにホームページを開設し、適切に維持管理しながら、公園の情報を積極的に発信。

⑦ 総務業務

運営業務を実施する上で必要な庶務業務、その他必要な関連業務。

⑧ 個別公園施設の運営業務

事業者が整備する公園施設の運営業務。

⑨ にぎわい創出業務

本公園施設や隣接する施設を活用して、本公園に様々な人が集い、交流することができる場を提供する「にぎわい創出イベント」の開催業務。

2 上尾市の提案

スポーツ科学拠点施設の整備に関連して、上尾市から施設整備及び活用に関する提案が出されている。

(1) ランニングコース及びランニングステーションの整備について

① 内容

現上尾運動公園内で活発に行われているランニングやウォーキングについて東エリアまで拡張する。国道 17 号線により分断されている運動公園エリアとスポーツ科学拠点施設エリアがスロープ横断橋で一体化されることを想定し、ランニングコース及びランニングステーションを整備する。

② 整備費相当額

約 2.3 億円（概算額。維持管理費は含まない。）

③ 整備手法

現時点では以下の手法が想定される。

- ・ スポーツ科学拠点施設等の運営事業者が一括で整備した上で、ランニングコースとランニングステーションの整備費相当分を上尾市が事業者に対して負担金等の形で支払う。（維持管理はスポーツ科学拠点施設等の運営事業者が一括で行う。）

(2) 屋内 25mプールの活用について

現在、民間委託を前提に検討されている小中学校のプール授業について、スポーツ科学拠点施設の整備に合わせて 25mプールが整備された場合、バスでの移動時間 15 分圏内の小中学校 10 校が授業で利用する可能性がある。プール授業の民間委託に際して上尾市では、民間プール運営事業者に対し、水泳指導及びプールへの児童生徒送迎について業務委託を行うことを想定している。

3 施設の利用見込

スポーツ科学拠点施設における利用見込は以下のとおり。

施設	規模	県事業での使用に対する想定賃料（年間）
体力・形態測定室・データ分析室（県専用）	230 m ²	時間単価 3.2 円/m ² × 週 168 時間 × 52 週 × 240 m ² = 6,709,248 円
相談室	20 m ²	時間単価 3.2 円/m ² × 週 14 時間 × 52 週 × 20 m ² = 46,592 円
トレーニング室	450 m ²	時間単価 3.2 円/m ² × 週 17 時間 × 52 週 × 450 m ² = 1,048,320 円
体育館	1,800 m ²	時間単価 3.2 円/m ² × 週 16 時間 × 52 週 × 1,800 m ² = 4,792,320 円

※ 想定賃料は現時点での想定であるため、変更になる可能性がある。

現在のスポーツ総合センターの宿泊施設、研修室・会議室の利用状況は必要に応じて提供可能。

4 その他の留意点

(1) スポーツ科学拠点施設

- ・ アスリートの競技力向上のために必要な最低限の測定機器※については原則として県費での整備を想定しているが、可能な限り県費が少なくすむ整備手法の提案を求める。
- ・ 一般的なトレーニング機器は事業者が整備する。

※ 県が整備する予定のアスリートの競技力向上のために必要な最低限の測定機器（体力・形態測定室に設置）

項目	導入予定機器
筋力測定	B I O D E X
有酸素性能測定	エアロモニタ、大型トレッドミル
体組成測定	I n b o d y
動作解析	V I C O N（簡易機器）
形態測定	B o d y l i n e S c a n n e r（簡易機器）
超音波測定	デジタル超音波診断装置（簡易機器）

(2) 宿泊施設

- ・ 単にビジネスホテルではなく、あくまでも公園利用者のための宿泊施設であることが必要。

(3) その他収益施設

- ・ 都市公園法上の「便益施設」の範囲内（専ら衣料品・食料品を扱う店などは、都市公園の効用に直接関係ないので設置不可。）。

(4) その他（事業範囲等）

- ・ 公園の東エリアと西エリアをつなぐ連絡橋（ランニングコースとして活用できる程度の規模のもの）を県が整備することについては、現在、国と協議中である。
- ・ 施設の整備範囲は東エリアに限定する（スポーツ総合センターを含む、下図赤枠内のみ）が、西エリアを含んだ公園全体との連携事業等の提案を妨げるものではない。
- ・ 屋外レジャープール跡地を含めた公園全体のあり方については別途検討を行っているため、提案に当たっては、この趣旨を踏まえ

ること。詳細は、<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/saitamasuizyokouen.html> 参照。

○ 上尾運動公園詳細図 所在地:埼玉県上尾市埼玉県上尾市日の出地内 他



5 想定スケジュール（PFI、Park-PFIの場合）

